

一般貨物自動車運送事業の引越運賃料金

引越運賃に係る範囲（課税事業者用）

I. 時間制・距離制運賃に係る範囲

関東運輸局

		2ト車まで		4ト車まで		6ト車まで		8ト車まで		10ト車まで		12ト車まで	
		上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
時間制	4時間制	20,330	13,550	24,130	16,090	27,080	18,060	30,500	20,340	33,410	22,270	36,300	24,200
	8時間制	34,130	22,750	40,220	26,820	47,420	31,620	52,270	34,850	57,120	38,080	62,440	41,620
	基礎作業時間 8 時間を超える場合は 1 時間までを増すごとに	3,360	2,240	3,830	2,550	4,390	2,930	4,910	3,270	5,450	3,630	5,760	3,840
距離制	100 k mを超え 110 k mまで	37,720	25,140	42,970	28,650	52,260	34,840	58,970	39,310	65,380	43,580	67,630	45,090
	120 k mまで	39,290	26,190	44,810	29,870	54,440	36,300	61,440	40,960	68,060	45,380	70,480	46,980
	130 k mまで	40,900	27,260	46,610	31,070	56,640	37,760	63,940	42,620	70,800	47,200	73,310	48,870
	140 k mまで	42,470	28,310	48,410	32,270	58,840	39,220	66,410	44,270	73,610	49,070	76,160	50,780
	150 k mまで	44,050	29,370	50,230	33,490	61,040	40,700	68,880	45,920	76,420	50,940	79,000	52,600
	160 mまで	45,600	30,400	52,030	34,690	63,230	42,150	71,350	47,570	79,200	52,800	81,850	54,570
	170 k mまで	47,180	31,460	53,830	35,890	65,400	43,600	73,870	49,250	82,010	54,670	84,700	56,460
	180 k mまで	48,770	32,510	55,660	37,100	67,620	45,080	76,330	50,890	84,800	56,540	87,540	58,360
	190 k mまで	50,340	33,560	57,470	38,310	69,820	46,540	78,820	52,540	87,580	58,380	90,370	60,250
	200 k mまで	51,290	34,620	59,270	39,510	72,000	48,000	81,290	54,190	90,380	60,260	93,230	62,150
	200 k mを超え 500 k mまで 20 k mまでを増すごとに	2,780	1,860	3,170	2,110	3,880	2,580	4,370	2,910	4,850	3,230	5,020	3,340
500 k mを超え 50 k mまでを増すごとに	6,980	4,660	7,970	5,310	9,660	6,440	10,870	7,250	12,120	8,080	12,520	8,340	

II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

- この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が、100 キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100 キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に戻るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみに適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にもたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

- 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

- (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(は数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じたは数は、次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満のは数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満のは数は500円に、500円を超え、1000円未満のは数は1,000円に切り上げます。

(冬季割増)

6. 運送区間中に冬季割増運用地域に該当する場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬季割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地域	期間	割増率
北海道	自1月16日 至4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・ 鳥取県・島根県の全県	自2月1日 至3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・ 下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・ 河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

(休日割増)

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準距離×0.2

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に限る	2割
-----------------------	----

(深夜・早朝割増)

8. 深夜・早朝割増の適用時間（午前10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午前10時から午前5時までに運送した運送時間又は距離に限る	3割
-------------------------------	----

(荷役に係る料金)

9-1. 荷役作業（積込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、荷造り作業、開梱作業に係る費用（運転手作業員料を除く。）は、以下の定める料金を収受します。

(1) 荷役作業員料

	上限	下限
作業員1人 時間までごとに	25,000円	12,000円

(2) 荷造作業料

	上限	下限
作業員1人 時間までごとに	25,000円	12,000円

(3) 開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 時間までごとに	25,000円	12,000円

(車両留置料)

9-2. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留

置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時間	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分までごとに	円 1,360	円 1,560	円 1,880	円 2,140	円 2,360	円 2,460

(消費税及び地方消費税の加算方法)

10. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
 (2) 前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
 - ② 割増率の適用の計算
 - ③ 上下それぞれ10%幅の適用運賃
 - ④ 5.による運賃のは数処理
 - ⑤ 料金(は数処理を含む)の計算
 - ⑥ 10.による加算の計算
 - ⑦ 実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料(運搬費を含む)
- (2) 特殊荷主機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一般保管料

13. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

- (1) 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用し運送する場合(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)×2

ただし、基礎作業時間(4時間又は8時間)を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

- (2) 実車キロが100キロメートルを超える運送(距離制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+

航送期間中の固定費(1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間)}×2

(その他)

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。